

別記第3号様式

意見公募(パブリックコメント)の結果

○件 名 勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について
 ○意見等の募集期間 平成27年10月8日 ～ 平成27年10月27日
 ○意見等の受付件数 2件

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載します。

(1) 勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略		についての意見
番号	提出のあった意見等の概要	市の考え方
1	●勝浦市戦略(案)への意見;総花的で受身の施策も多く、限られた原資での遂行は困難と危惧 ●提言;外部老人介護受入を最重要目標、次に農・漁業後継者育成と子育てへの支援強化も施策 具体的には 1. 全国から有料老人介護受入の為、各種民間施設を誘致・提携し、職員の雇用と家族転入も促進 例;総野地区;介護保険施設、上野地区;地域密着型施設、旧行川アイランド跡地;超高級有料老人ホーム併設施設運営で雇用・消費も拡大、ダイヤ+三道の駅+生活利便施設(保育・多目的スペース・図書館) 医療・介護職員は当面 亀田医療大学・亀田医療専門学校等と提携し優先確保 長期的には国際武道大に新学部開設委託で自前確保も目指す(作業療法・整体・栄養科等)	ご提案いただいた外部老人介護受入という企業誘致につきましては、市の雇用創出に大きく寄与するものと思います。 まち・ひと・しごと創生総合戦略でも雇用の創出について取り組んでおり、No.131企業立地の促進を実施する際には首都圏への交通アクセスが良いことや、豊かな自然等、市の特性を活かし地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。
	2. 農業・漁業の消費拡大と後継者育成支援の強化 まず各地区介護施設と併設三道の駅(スーパー)開設での消費拡大(併せて流通・販売雇用促進も) 次に農・漁業専業海外移民受入れ、既存農家・漁師と協業、空き家活用等外国人家族への支援も 長期的には中高一貫校誘致、農・漁業科は現農家・漁師を講師に実習主体、介護/保育・栄養科も	ご提案いただいた農業・漁業の消費拡大と後継者育成支援の強化につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略No.111・112新規就農者・漁業者への支援及び環境整備の具体的な取組として、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため所得を確保する青年就農給付金事業や、No.121農林水産物の高付加価値化とブランド化の具体的な取組として、勝浦水産物のPRなどを行うようにしております。またNo.421地域交流拠点、生活利便施設等の整備の具他の取組にて道の駅等を整備し農業等の地域振興を推進するようにしています。

	3. 子育て支援の強化 市営保育所の前述各介護施設併設への増設でよりきめ細かな支援 雇用老人活用で保育・小・中校生への農漁業・伝統の直接伝承と併せて教員のゆとり拡大も図る 移動図書館の対象・場所の拡大で更に身近な活用を促進 異文化出会の為、武道大留学生・在住外国人・上記移民との交流、オリンピック・パラリンピック練習誘致 * 各施策のより効率的遂行の為、市民構成メンバーとの定期的意見交換で横の連帯・一体感を強化 * 在と浜、各商工会、地元民と移入者、在住外国人、武道大と学生、子育て就労者、塩田病院 等	ご提案いただいた子育て支援の強化につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略No.314で子どもを産み、育てる支援(出産から高校を卒業するまで)で、地域の子どもたちの郷土愛を育み、生まれ育った勝浦の活性化や再生の意識を醸成することで、今後の市の発展に深く寄与するものと考えます。 また、国際武道大学などの各種機関と連携した地域の活性化に取り組めます。
2	1. 中央公民館の跡地利用 漁業組合を中心に農協、個人等協同運営し市民の台所として活動しては 「勝浦市民マーケット」	中央公民館の跡地は、勝浦市総合計画の中で市街地の駐車場の整備推進を施策として整備しております。その為、ご提案については今後の産業振興施策の参考とさせていただきます。
	2. 興津地区の市有地(約30万坪)の有効利用 人口の減少対策が当市最大の問題であることは周知の通りです。そこで次のとおり提案致します。 ①大手企業に誘致する。条件は イ 100年間無償貸与する ロ 従業員3,000人以上(家族で約1万人になる) ハ 整地は企業持ちとし、条件によっては市側と協議する ニ 大手企業1社では無理の場合は数社に分割する ※大手企業とは、自動車メーカー、家電メーカー、鉄鋼業者	ご提案のとおり、人口減少対策は最大の問題であり、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも人口減少問題が課題の1つとなっております。 まち・ひと・しごと創生総合戦略No.131企業立地の促進を実施する際には首都圏への交通アクセスが良いことや、豊かな自然等、市の特性を活かし地域経済の活性化と雇用の創出を図ることで、人口減少問題に取り組めます。

2. 寄せられた意見を考慮しましたが、原案の修正は行いませんでした。

※ 勝浦市情報公開条例第6条に規定する不開示情報、情報、政策等の策定に係わりのないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、掲載を省略することがあります。

○問合せ先 勝浦市役所

企画課 地方創生戦略班